

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会（第38回）
（議事要旨）

日時：令和8年3月25日（水曜日）14時00分～16時00分

場所：経済産業省本館17階第4・5共用会議室／オンライン（Microsoft Teams）

出席者：犬伏委員、小山委員、中嶋委員、浜口委員、藤井委員、村上委員、室田委員（五十音順）

議題

1. 産業構造審議会地域経済産業分科会報告書及び地域未来投資促進法改正について【報告】
2. 特定の工場に対する緑地規制の特例措置の制度設計状況について
3. 緑地規制に関する周辺状況、規制運用や規制のあり方について
4. 今後の工場立地法のあり方に関するニーズ・事例の紹介（千葉県、一般社団法人日本経済団体連合会、パナソニックホールディングス株式会社）

議事概要

1. 産業構造審議会地域経済産業分科会報告書及び地域未来投資促進法改正について【報告】
事務局から報告を行った。
2. 特定の工場に対する緑地規制の特例措置の制度設計状況について
事務局からの説明後、委員より以下のようなご意見をいただいた。
 - ・「生活環境の保持について配慮する取組」の類型案は分かりやすい。
 - ・類型 i（敷地外緑地の整備）の実施に係る整備や維持などの課題には、記載の事例が参考になる。まとまった緑地は工場周辺のみならず広域に効果。
 - ・類型 i の敷地外緑地については、面積が小さく緑地が確保できない自治体の場合や維持運用上の課題あり。
 - ・法の趣旨は環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行われることであり、環境を良くすることが必要。よって、類型 i、類型 ii（質の向上）が重要であり、類型 iii（地域住民との交流に関する取組）、類型 iv（周辺環境に配慮した先進技術の導入）は補助的な手段。質の評価のため認証制度が必要。慎重に検討すべき。スモールスタートで検証を重ねるのも一案。
 - ・類型 iv は国際情勢や災害を踏まえ、エネルギー確保や防災の観点から、緑地基準の緩和によって最先端の技術を導入することにメリットがあるのでは。

- ・単なる面積の確保だけでなく、周辺環境への影響という意味で質の確保という観点が必要。
 - ・緑の基本計画等の他の制度を参照し、これらの計画を策定している部署と綿密に連携する必要あり。
 - ・立地する区域に応じて差異を設けることは適当。用途地域や立地場所により必要な配慮、取組は変わり得るので、自治体の実情に即して判断し、ルール形成することが重要。
 - ・企業が生活環境を守ることが責務という視点ではなく、事業を行う観点にやや偏っている点は残念。
 - ・企業の緑地規制への取り組み方として、生活環境には気候変動が含まれると考える。カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブと両立することが重要。後者の観点では、工場敷地内の緑地をどうすればいいか検討することをきっかけに、バリューチェーン全体で自らが及ぼす負荷と、被る恩恵を洗い出した上で、敷地内の緑地の代わりに、あるいは追加的に実施すべきことを自治体が後押しすることが望ましい。敷地外より広域の概念として、河川の流域と上流の森林の関係もあるのではないかな。
 - ・自治体事務が過度に煩雑にならないよう配慮が必要。
 - ・国が一律の下限値を定めることは難しいので、地域の実情を踏まえ自治体の裁量で定めるのが基本。国が下限値を定めることで、自治体の実情に沿ったやり方を逆に阻害する場合もあるのではないかな。
 - ・自治体の裁量で定めるのを基本に、国には好事例集、ガイドライン等を整備し、自治体の共通認識形成を図ることが期待される。
 - ・立地場所によって取組に差異を設けることは概ね自治体に任せることがよいが、下限やボトムラインを国が示すことで住民の安心感を保つことも重要。国が緩和によって誤ったメッセージを送ることがないようにする必要あり。
3. 緑地規制に関する周辺状況、規制運用や規制のあり方について
事務局からの説明後、委員より以下のようなご意見をいただいた。
- ・全国的な制度のあり方として、一律の面積規定ではなく、用途地域や周辺環境に応じてきめ細かい基準を設けること、ペロブスカイト太陽電池や敷地外緑地の活用等は、既存用地の有効活用にもつながるのではないかな。
 - ・海外は自治体が開発許可の権限を有し、個別折衝の実施や基準の策定を自治体が行っている。単に自治体に任せるのは単なる緩和になりかねず、自治体が高確率に執行できることが前提。

- ・緑地規制を緩和することによる環境の面での負荷は地元の自治体にかかってくる。環境負荷を減らしながら産業を活性化させることが可能。
- ・敷地外緑地は現状、例外的措置として制約的に受け止められがちだが、協定や海外事例等も踏まえ、緑の基本計画等の自治体の計画との整合を担保しつつ、積極運用することもあり得るのではないか。
- ・壁面緑化、壁面環境施設を鉛直投影面積で評価することは賛成。
- ・壁面緑化の算定は都市緑地法では都市の緑化率をあげていくためのものであり、ミスリードにならないようにすべき。
- ・緑地の減少につながることや、太陽光発電が計画通り発電できているかといった点に留意。

4. 今後の工場立地法のあり方に関するニーズ・事例の紹介

千葉県、一般社団法人日本経済団体連合会、パナソニックホールディングス株式会社から説明を行った。

委員からの御意見に対する事務局からの回答は以下のとおり。

- ・工場立地法の目的である環境の保全について、住民の「環境」の捉え方は時代とともに少し変わってきているように思う。企業が、地元がどういった環境保全を求めているかを敏感に察知しながら、いかなる貢献ができるか検討すべきというのも工場立地法の趣旨に沿った考え方であると思う。
- ・本日、御議論をいただいている論点について、委員の間では若干の差異はあっても概ね一致していると認識している。下限値を国が設定するかについては、地域の実情に応じて設定することが望ましいという声が多かった。
 (工場の立地) 場所によって、環境保全の取組に差異を設けるかについて、その手法をどうするか組み合わせはあるものの、地域の実情に応じて、地域が責任をもって、工場に求めること、環境を維持するために何を取り組んでもらうのかを地元企業と対話して検討してもらうことになるため、国がガイドラインを示すことが重要であると思う。
- ・住民は、緑地の量だけでなく質も大事にしているので、敷地内の確保が難しいならば敷地外であっても、地域住民への貢献度が高いことが重要、という声も聞く。
- ・次回、今回いただいたご意見も踏まえた上で、下限値・場所・手法の考え方を一つの案として提示をさせていただき、ガイドラインの考え方も関係省庁ともよく相談した上でご提示をさせていただきたい。

地域未来投資促進法改正による特例として、「特定の工場に対する緑地規制の見直し」について、周辺的生活環境の保持に配慮した取組の類型や、特定の工場が生活環境の保持に配慮した取組を実施している場合、自治体が独自に緑地面積率を条例で制定できるようにするか、或いは、一定の下限值を設定するかといった論点については、更に具体的な制度設計の案を事務局において準備し、次回小委員会に諮ることとなった。

「緑地規制の全国的なあり方について」のうち、壁面に設置する緑地・環境施設の算定方法の見直しについては、委員全員異議なく、小委員会として了承となった。

今後の緑地規制の在り方については、次回小委員会で引き続き議論することとなった。

お問い合わせ先

経済産業政策局 地域産業基盤整備課

03-3501-1677